

東広島市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から令和7年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年5月1日

東広島市監査委員 天神山 勝 浩  
同 五 丁 和 夫  
同 北 林 光 昭

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
健康福祉部 地域包括ケア推進課	令和8年3月26日 (東広監委第39号)	令和8年4月16日 (東広地共第6号)
産業部 ブランド推進課	令和8年3月26日 (東広監委第39号)	令和8年4月17日 (東広農水第53号)
下水道部 下水道管理課	令和8年3月26日 (東広監委第39号)	令和8年4月6日 (東広下管第42号)

2 監査の実施期間

令和7年10月17日から令和8年3月18日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 健康福祉部 地域包括ケア推進課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
1 扶助費事務 「東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱」に基づく成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成において、助成事務が当該要綱ではなく「東広島市成年後見制度利用支援事業の事務要領」に基づき運用されていたことにより、要綱に定める助成要件を満たしていない者に対し助成を行っているものがあつた。	要領に基づき運用を行っていたため誤りが生じたものであり、助成対象要件および確認事項をより明確にするため、要綱の一部改正を行い、助成要件および適用基準を揃えることで誤りが生じることのないよう整理した。

<p>2 財産管理事務</p> <p>ひまわり台老人集会所敷地ほか計14件の使用貸借契約において、更新に係る決裁を経ていなかった。また、更新後の期間等の記載された契約書の作成や文書による通知が行われず、口頭での伝達にとどまっていた。</p>	<p>根拠法令となる公有財産管理規則等の関係法令を十分に確認するとともに、適正な契約事務を行うため、事務マニュアルを作成の上で、契約書を作成し、必要な決裁処理を行う。</p> <p>また、契約期間満了の管理を適正に行うため、台帳により、更新時期の事前把握を行い、手続き漏れを防止する。</p>
<p>3 財産管理事務</p> <p>郵便葉書の現物残数と出納簿の残数が一致していなかった。</p>	<p>現物の管理場所をまとめ、現物残数と出納簿の残数の確認を徹底する。</p>

(2) 産業部 ブランド推進課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>1 財産管理事務</p> <p>東広島市福富物産しゃくなげ館ほか計4施設の行政財産使用許可において、東広島市使用料条例に基づく減免の判断が行われていないものがあった。</p>	<p>東広島市公有財産管理規則（平成20年3月28日規則第16号）に則り許可を行うとともに、東広島市使用料条例に基づき、使用料を徴収することとした。</p> <p>また、行政財産使用許可一覧表を作成し、次年度以降における再発防止策を講じた。</p>
<p>2 所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務</p> <p>東広島市福富物産しゃくなげ館ほか計4施設の農畜産物の加工所等の管理業務において、毎月の利用状況報告書及び利用者アンケート調査結果の報告書を適切に提出させていなかった。</p>	<p>指定管理者に対して改めて指導を行った（2月末）。利用者アンケートについては基本となる様式を新たに作成し、指導を行った（3月末）。</p> <p>提出物についてはチェックリスト一覧表を作成し再発防止策を講じた。</p>
<p>3 所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務</p> <p>東広島市こうちそば加工センターにおいて、当該施設の設置及び管理条例に定める金額の範囲を超えて利用料金が徴収されていた。</p>	<p>利用料金の詳細について、3月25日にヒアリング及び協議を関係者にて改めて行った。指定管理者と当課での認識齟齬があり、事実としては全て自主事業に該当する性質のものであったため、報告書の内容や提出資料について指導した。</p>

(3) 下水道部 下水道管理課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>1 徴収事務（滞納整理事務）</p> <p>公共下水道事業受益者負担金（分担金）において、督促状の発送を納期限後 20 日以内に行っていなかった。また、督促状により指定する納付すべき期限を、督促状を発する日から起算して 10 日以内としていなかった。</p>	<p>公共下水道事業受益者負担金（分担金）において、督促状の発送を納期限後 20 日以内に行っていなかったこと及び督促状により指定する納付すべき期限を、督促状を発する日から起算して 10 日以内としていなかったことについては、徴収事務のスケジュールにおいて条例等に基づく日程に改めることにより、適正な事務処理を行う。</p>